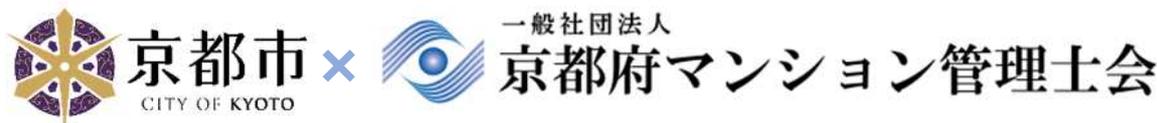


(広報資料)



令和5年3月23日
京都市都市計画局
〔担当：住宅室住宅政策課〕
〔電話：075-222-3666〕

京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



～官民連携で分譲マンション管理支援の取組を促進～

分譲マンションの「管理計画認定事前チェックサービス」を始めます！

令和4年9月から、京都市分譲マンションの管理計画認定制度が始まりました。

末長く安心してマンションに住まい、そして大切な資産の価値を守るには、管理計画認定制度を通じて、管理状態を“見える化”し、適正に管理していくことが有効です。

この度、より多くの分譲マンション管理組合が管理計画認定を受けていただけるよう、本市と一般社団法人京都府マンション管理士会が協定を結び、管理計画認定基準の適合状況を確認するサービスを新たに開始しますので、下記のとおりお知らせします。

分譲マンションにお住まいの方、管理組合役員のみなさま、是非ご活用ください！

記

1 予約受付

令和5年4月3日（月）～

（予約状況によって提供時期を調整する場合があります。）

2 概要

京都府マンション管理士会に所属するマンション管理士が、管理計画認定申請の際に必要な書類をチェックし、認定基準の16項目の項目ごとに適合状況を確認します。また、非適合項目がある場合は、その理由を提示します。

書類確認及び適合状況の回答は、原則として郵送又は電子メールでの書類の送受信により行います。（必要に応じて電話、訪問する場合があります。）

3 利用対象

京都市内の分譲マンション管理組合（管理業者の申込代行可）

※本サービスの申込に当たっては、管理組合の理事会で合意を得てください。

4 利用料

無料（ただし、書類の送付・返信に係る郵送料は申込者が負担）

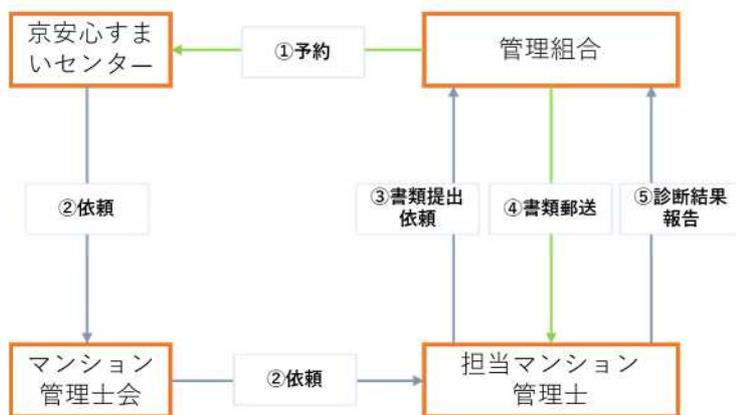
5 利用手順

- ①京（みやこ）安心すまいセンターにて、電話により予約を受け付けます。
- ②京（みやこ）安心すまいセンターから、京都府マンション管理士会を通じ、所属のマンション管理士に依頼します。
- ③担当のマンション管理士から、申込者に必要書類の提出等について連絡・依頼します。
- ④申込者は、担当のマンション管理士に必要書類を郵送（又はメール送信）します。
- ⑤担当マンション管理士が認定基準の適否を確認し、郵送等にて結果を返送します。

【留意事項】

- ・本サービスによって、管理計画の認定を確約するものではありません。
- ・本サービスを利用した場合でも、実際の認定申請には、改めてマンション管理センターによる事前確認審査を受ける必要があります。
- ・提出いただいた書類の範囲での確認となります。
- ・認定基準の16項目のうち、確認したい項目を限定することも可能です。

【利用フロー・イメージ】



(イメージ)

チェック項目 (16項目)	判定	判定理由及び助言内容 (△:要確認 ×要改善)
管理者等が定められていること	○	
監事が選任されていること	○	
集会在年1回以上開催されていること	○	
管理規約が作成されていること	○	
管理規約において、災害時等の・・・	×	※具体的な改善点と、改善に対する助言
・・・		
修繕積立金平均額	○	242.40円
・・・		

(効果・メリット)

- ・無料で申請前に適否の確認ができるため、管理組合での検討が進めやすい。
- ・項目ごとにチェックするため、改善箇所と内容・方法が明確になる。
- ・訪問診断に比べ、場所や時間、出席者の予定調整などの負担が少ないため利用しやすい。

(お問い合わせ先)

京都市住宅供給公社 京（みやこ）安心すまいセンター
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
ひと・まち交流館 京都 地下1階

電話番号：075-744-1670

受付時間：午前9時30分～午後5時（※休館：水曜・第3火曜・祝日・年末年始）